

施設の概要

施設の名称	河口湖ハーブ館		
開館年月	平成2年7月		
施設の所在地	富士河口湖町船津6713番地の18		
施設の設置管理条例の名称	河口湖ハーブ館条例		
施設の設置目的	ハーブの特産品の開発を積極的に推進し、もって町民文化の発展と地域産業の振興を図る		
施設が提供する主なサービス	①	ハーブ栽培技術、技法の記録収集、保存及び展示	
	②	ハーブの製品加工、特産品の開発	
	③	ハーブの需要開拓、高揚に関する事業	
施設の概要	建物構造等	鉄骨造 2階建	
	敷地面積	1650㎡	延床面積 406㎡
	主な施設内容		
	展示販売コーナー、喫茶ルーム、手芸工房、体験ルーム、ガラス温室		
特殊事情等	建物の一部と敷地内の「香水の舎」は管理をしている財団所有 財団は当館の管理運営と地域連携による特産物の開発や町観光事業への参加協力の拠点としている。町のアンテナショップとして運営されている。敷地は当地区財産区所有		
施設の利用者数	H16実績	324051	人 入場者数
管理経費(単位:千円)	H16実績	312125	千円
収入状況	H16実績	11926	千円
料金体系	無		
利用料金制の導入の有無※1	無		
現在の管理状況	管理委託		
	管理委託先	富士河口湖ふるさと振興財団	
施設管理課	観光課 観光係		
	電話番号	0555-72-3168	
施設のホームページ	http://www.fujisan.ne.jp/		

※1 利用料金制とは、施設の利用料を指定管理者が自らの収入とすることができる制度です。指定管理者の自立的経営努力を発揮しやすくする観点等から、積極的に導入を進めています。

※ 本施設は、公募しません。